

3. ダーウィン研究所の体制（安齊友巳）

3-1 ダーウィン研究所設立の経緯

世界的に捕鯨が盛んに行われていた 18 世紀頃、ガラパゴス諸島はその補給基地として利用され、食糧として多数のゾウガメが乱獲された。また 19 世紀初頭から、入植者による家畜や栽培植物の移入が行われた。このような人間活動により、ガラパゴスに固有な生物種の生育・生息は圧迫され、ゾウガメの 1 亜種が絶滅するなど、ガラパゴスの生態系が破壊され始めた。

第二次世界大戦後の 1957 年、ユネスコからガラパゴスに派遣された、ボウマン博士とアイブル・アイベスフェルト博士により、各種動物の生息状況の報告と、いっそう強力な自然保護施策が必要であるとする報告を受け、1958 年に国際動物学会でガラパゴス委員会が設立された。翌年の 1959 年、科学的調査や教育的なプログラムを通し、ガラパゴス諸島に固有な生態系や動植物の保護を進めることを目的として、国際的な非政府、非営利組織であるチャールズ・ダーウィン財団（The Charles Darwin Foundation for the Galapagos Islands ; CDF）が設立された。

CDF は、上記の目的達成のために、ガラパゴスに実務的な野外施設としてチャールズ・ダーウィン研究所（Charles Darwin Research Station ; CDRS）を設置し、1964 年に開所した。

3-2 法的位置づけ（エクアドル政府との関係）

CDF は、1964 年にエクアドル政府と合意書を交わしており、その主な内容は以下の通りである。

・合意事項の有効期間は 1964 年より 25 年間とする。但し、26 年目から、さらに 5 年間の延長猶予期間をもつことが可能である。期間終了後、CDRS の資機材は全てエクアドルの国家財産とする。

- ・エクアドル政府は CDRS の科学的助言に必ずしも従う義務を持たない。
- ・CDRS が建物を建設・増築する場合は財団独自の資金でその支出をまかなう。
- ・CDRS を来訪する外国人研究者の素行については全面的に研究所長が責任を負う。
- ・CDRS は生態学・環境・生物学などの分野で、エクアドル政府が依頼する研究を請け負う。
- ・CDRS 所員はガラパゴス諸島と大陸間の移動の際、エクアドル国空軍機を無料で利用できる。
- ・エクアドル政府は CDRS の電話代を無料、または無料でできるように関係当局に働きかける。
- ・エクアドル政府は CDRS がその研究に使用する資機材を輸入する際に無税措置を講ずる。
- ・CDRS が研究のために増築する場合、エクアドル政府は土地を無料で提供する。
- ・エクアドル政府教育省は、可能な範囲内で CDRS に補助金を支給する。
- ・CDRS はエクアドル人を職員として積極的に採用、または採用するよう取り計らうこと。

1964 年にエクアドル政府と交わした合意書は、1991 年 10 月に改正された。この改正では、有効期間がさらに 25 年更新され（26 年目から、さらに 5 年間の延長猶予期間を持つことが可能である）、スペイン語のダーウィン研究所の名称が Estación Biologica Charles Darwin（チャールズ・ダーウィン生物学研究所）から Estación Científica Charles Darwin（チャールズ・ダーウィン科学研究所）へ変更された。

3-3 CDF（CDRS）の活動内容

ガラパゴスの生態系保護を目的として設立された CDF の活動は、情報の提供と、科学的な調査を通じてガラパゴス諸島の環境と生物多様性の保護を支援することである。ガラパゴスの保護にかかる主な活動内容は、以下の 6 項目にまとめることができる。

- ・ガラパゴスの海域と陸域の保護に関する調査
- ・ガラパゴス国立公園事務所への科学的な助言
- ・ガラパゴスの保護に関する地域住民への環境教育
- ・ガラパゴスの保護に関する法律の立案、規制、政策、計画への技術的な支援
- ・奨学金やボランティアを通じた、保護に関わる学生の養成

・全世界から来訪する科学者の調査研究活動に対する後方支援

以上の諸活動のうち、行政権限を持たない CDF(CDRS)からの助言によりエクアドル政府とガラパゴス国立公園事務所が行った具体的な自然保護策には、次のようなものがある。国立公園区域と居住・農業区域の線引き、国立公園のゾーニング（厳正保護区域、自然区域、特殊利用区域、探訪者区域）、来訪科学者に対する標本採集許可制度、エコツーリズムの自然保護規制、海洋保護区の設定、など等である。

CDF は現在、ガラパゴスの保護について、陸域と海域の2面に焦点をあてて取り組んでいる。陸域では、移入種の制御と移入種によって絶滅の危機に瀕している生物種や生物相の回復を目的とした活動を行っている。また、海域では、生態系の機能や保護上重要な種に関する研究に重点をおくと同時に、ガラパゴス海洋保護区の管理システムの強化をはかっている。

具体的には、移入種の制御や排除に関する調査、野生復帰のためのゾウガメやリクイグアナの人工繁殖、海洋の生物多様性に関する調査、漁業管理のためのエビやナマコのモニタリング調査など、およそ30もの調査や活動がガラパゴス諸島のあらゆる地域で行われている。

今回の油汚染事故で CDRS は、汚染された動物の救護、沿岸及び潮間帯での野生生物の個体数調査、流出油位置及び油による被害予想、油流出後のモニター計画等に関して技術指導等を行い、事故後の対策に大きな役割を果たした。